

修業年限（標準修業年限）を超えて在学している理由書

※超過が1年を超える場合は申請できません。

西暦 年 月 日

学部・研究科		学部生・修士・博士前期・博士・博士後期・専門職	
学籍番号		申請者氏名	
入学年月	西暦 年 月	在籍期間 (入学からの経過月数)	ヶ月 (前期は4月/後期は10月時点)

在籍期間が修業年限（標準修業年限） [裏面参照]
を超過した理由を以下（1～4）から選択し、該当箇所にチェックしてください。
※ 在籍期間とは、入学してからの期間です。（休学を含みます。）
※ 1～4 のいずれにも該当しない場合は申請できません。

1. 休学

☐	病気等（出産・育児を含む）のため
☐	新型コロナウイルス感染症に係る事由により渡日できなかったため【留学生のみ】
休学期間	西暦 年 月 ～ 西暦 年 月

2. 留学（6か月未満の留学は除く）

☐	留学期間	西暦 年 月 ～ 西暦 年 月
--------------------------	------	-----------------

3. 大学院の論文作成により修業年限超過となった場合 (以下から該当するものを選択してください)

☐	膨大な資料収集・解析が必要な研究テーマに取り組んでいるため
☐	高度な最先端技術の研究に取り組んでいるため
☐	実験等のデータが研究テーマの方針どおりのものとならないことから研究テーマの変更をしたため
☐	海外・国内の他の研究施設等での実験施設・器具の利用ができず研究成果が得られなかったため

4. その他 (以下から該当するものを選択してください。裏面の根拠書類の提出が必要です。)

☐	a. 単位修得試験の時期に病気入院したため、単位修得ができなかったため
☐	b. 身体障害者であるため、学業を継続するうえで負担が大きく、修業年限を超過した場合
☐	c. 風水害等の災害/主たる家計支持者の不在（死亡・行方不明等）や長期療養のため、学資獲得のためのアルバイトや常勤の業に就いたため【留学生は除く】
☐	d. 生活保護世帯のため、学資獲得のためのアルバイト又は常勤の業に就いたため【留学生は除く】
☐	e. 他の事例と同等以上の事情がある場合 ・ 学長が特に認めた大規模災害等での長期に渡るボランティア活動 ・ 国等からの要請による休学を伴う公益事業への参加 等

選択した理由の詳細を以下に記入し、指導教員に署名を依頼してください。

< 申請者記入 >

--

< 指導教員の所見（申請者による代筆・代理入力不可） >

神戸大学授業料免除に申請する本学生が、修業年限（標準修業年限）を超えることとなった理由については、選択された内容に相違ないことを確認した。（追加の所見がありましたら、以下に追記してください。）

記入日	年 月 日	教員職名		教員氏名 (自署又は記名押印)	
-----	-------	------	--	--------------------	--

※裏面の「注意事項」を確認のうえ、作成してください。

【注意事項】

○標準修業年限

学部：4年（医学科は6年）	専門職 経営学：2年
博士前期課程：2年	法科大学院 未修者コース：3年
博士後期課程：3年（医学研究科は4年）	既修者コース：2年

○4.その他の理由には以下の根拠書類の提出が必要です。

4.その他	必要な根拠書類※
a. 単位修得試験の時期に病気入院したため、単位修得ができなかった場合	入院期間等のわかる診断書
b. 身体障害者であるため、学業を継続するうえで負担が大きく、このことが一因である場合	障害者手帳
c. 風水害等の災害を受けたため、若しくは主たる家計支持者の不在（死亡・行方不明等）や長期療養のため、学業と平行して学資獲得のための長時間に及ぶアルバイトや常勤の業に就いたことが一因の場合	罹災証明書 死亡・行方不明・長期療養等 がわかる書類 勤務期間等がわかる書類
d. 生活保護世帯のため、学業と平行して学資獲得のためのアルバイト又は常勤の業に就いたことが一因の場合	生活保護受給者証明書 勤務期間等がわかる書類
e. 他の事例と同等以上の事情がある場合 （学長が特に認めた大規模災害等での長期に渡るボランティア活動、国等からの要請による休学を伴う公益事業への参加等）	事情を証明できる書類

※上記以外にも、その他本学が指定する書類を追加で提出してもらうことがあります。

○免除の対象にならない理由の例

1.病気による休学	最短修業年限超過後に休学した場合
2.留学	6か月未満の留学の場合
	最短修業年限超過後に留学した場合
3.大学院の論文作	研究論文の未完成が本人側の自己都合による場合
4.その他	就職活動
	ボランティア（学長が特に認めた大規模災害等における長期に渡るボランティア活動を除く）
	成績不振
	その他自己都合による場合

○担当教員所見欄については、学生自身で指導教員等に依頼し、この欄を記入してもらう必要があります。

（申請者による代筆・代理入力不可）

- ・担当教員所見欄は、指導教員等（研究指導を受けている教員や所属するゼミの教員など、申請者と学業上関わりのある教員であれば可）がいない場合、学生委員又はこれに代る教員の記入でも構いません。
該当する場合は、所属学部の教務学生係に相談・依頼してください。

（参考）指導教員から所見欄に何を書くべきか尋ねられた場合：

担当教員所見欄に記入する内容は特に決まりはありませんが、多くの場合、学生自身が理由欄に記入した内容の確認および補足説明（相違がある場合はその内容）、また、理由が「3.大学院の論文作成」の場合は、論文作成の進捗状況の記載があります。